

○ふじみ野市入札参加意思確認型契約方式要綱

平成27年1月9日

告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事請負、物品購入、印刷業務、修繕業務及び業務委託（以下「工事等」という。）のうち、履行できる者が1者しかない可能性の高い工事等において、当該履行できる者（以下「特定者」という。）以外に履行できる者があるかどうかを確認するため、入札参加意思確認型契約方式（以下「契約方式」という。）の手續について必要な事項を定めるものとする。

(特定者の選定)

第2条 市長は、この契約方式を実施するに際し、その工事等の規模、内容、特殊性等を総合的に勘案し、特定者をあらかじめ選定するものとする。

(特定者の要件)

第3条 契約方式における特定者の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成17年ふじみ野市規則第61号）第3条第1項に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の対象工事等に対応する業種において登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 工事等の公告の日から契約の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

ア ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号。）による入札参加停止の措置を受けていない者であること。

イ ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）による入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手續開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手續開始の申立てがなされていないこと。ただし、手續開始の決定を受けている場合を除く。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(契約予定価格)

第4条 特定者との契約予定価格は、市長が別に定める方法により特定者から見積りを徴取する。

(参加意思の確認)

第5条 市長は、特定者を除く当該工事等の入札への参加者の有無を確認するため、一般競争入札事前審査型の手續を実施する。

(参加要件)

第6条 前条における一般競争入札の手続において特定者を除く当該工事等の入札への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）の参加要件は、第3条に規定する要件を満たす者のうち、直近の2か年度において市が発注した工事等の成績評点の各年度の平均が極めて低いものでなく、かつ、当該工事等を履行する能力を有するものとする。

（告示内容）

第7条 市長は、第5条における一般競争入札の手続を実施しようとする場合においては、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 事業名、事業概要及び履行期間
 - (2) 事業の目的
 - (3) 前条に規定する参加要件
 - (4) 特定者の所在地及び商号又は名称
 - (5) 特定者との契約予定価格
 - (6) 参加希望者の有無を確認するための入札である旨
 - (7) 事業主管課の名称及び所在地
 - (8) 当該工事等を履行するのに必要な要件を満たしていることを確認するための書類（以下「申請書」という。）の提出期限、提出場所及び提出方法
 - (9) 前条に規定する参加要件を満たすと認められる者がいない場合においては、特定者との随意契約手続に移行する旨
 - (10) 前条に規定する参加要件を満たすと認められる者がいる場合においては、特定者及び当該参加希望者による競争となる旨
 - (11) 当該工事等に対応する業種
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- （特定者に対する通知）

第8条 一般競争入札の実施に際しては、市長は、特定者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を書面にて通知するものとする。

- (1) 事業名
- (2) 告示日
- (3) 特定者として選定していること
- (4) 契約予定価格
- (5) 特定者の所在地及び商号又は名称

（申請書の提出）

第9条 参加希望者は、参加意思確認申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に参加資格等を確認できる資料を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 申請書の提出期限は、告示日の翌日から起算して15日を経過する日まで（ふじみ野市の休日を定める条例（平成17年ふじみ野市条例第3号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。ただし、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(設計図書等に対する質問)

第10条 参加希望者は、設計図書等に対して質問がある場合は、書面により市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による質問の提出があった場合において、当該質問に対する回答は、市長が指定する方法により回答する。

3 質問の受付期間は、申請書の提出期限日の3日前(休日を除く。)までとする。

4 質問に対する回答期限は、申請書の提出期限日の前日(休日を除く。)までとする。

(申請書の審査)

第11条 市長は、参加希望者から申請書が提出された場合は、申請書の提出期限日から起算して10日以内(休日を除く。)に、審査を行うものとする。

2 市長は、必要に応じ参加希望者に対して、参加要件について審査するために意見聴取を実施することができるものとする。

(審査結果の通知)

第12条 市長は、前条に規定する審査の結果を参加希望者に対して、書面により通知するものとする。

(契約者決定方法)

第13条 市長は、当該工事等において参加要件を満たす者がいると認められる場合においては、特定者及び参加要件を満たす者のうちから一般競争入札により契約の相手先を決定するものとする。

2 市長は、申請書の提出者がいない場合又は参加希望者の全員が次の各号のいずれかに該当することにより特定者以外の参加者がいない場合においては、当該一般競争入札の手続を取りやめ、随意契約手続に移行するものとする。

(1) 参加要件を満たすと認められない場合

(2) 提出された申請書の内容に虚偽ある場合

(3) 審査結果の通知から契約を締結する前までの間に、第3条第3号の規定に該当することとなった場合

(4) 当該申請を取り下げた場合

(5) 前条に規定する通知の後に入札を辞退した場合

(結果の公表)

第14条 市長は、入札等の結果を公表するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年1月9日から施行する。